

基金情

No. 120

平成24年1月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成23年度・主要事業概況

事項	12月末数	対前月増減数	事項	12月末数(累計)	
事業所数(件)	228	0	年金掛金	調定額(円) 1,154,539,030	
加入員数(人)	男子	4,309	-13	収納額(円)	1,142,844,342
	女子	2,168	6	収納率	98.99%
	計	6,477	-7	事務費掛金調定額(円)	47,889,834
平均標準給与月額(円)	男子	340,816	-29	資産運用	信託資産額(時価) 219億3,139万円
	女子	227,276	-630		修正総合利回り -8.54%
	計	302,811	-376		ベンチマーク差 -1.02%
受給者数(人)	6,311	7	慶弔金の支給件数・金額	64件113万円	
平均年金額(円)	515,876	-281	年金相談件数	775件	

適用関係

70歳到達による「資格喪失」について

～年金事務所・厚生年金基金への届出をお忘れなく！～

被保険者(加入員)の方は70歳になると厚生年金保険及び厚生年金基金の資格を喪失します。このため当基金では毎年3月に新年度に70歳を迎えられる方のリストと通知文書をお送りしていましたが、平成24年度からは事業主様ならびにご担当者様の利便等を考慮し、該当月ごとに70歳喪失者のリストと通知文書をお送りいたします。つきましては通知文書がお手元に届きましたら届出方法についてご確認し、各所へ届出をお願い申し上げます。

■ 通常の喪失届と喪失日が異なります ■

70歳到達による喪失と退職や死亡等による喪失とでは資格喪失日が異なります。退職や死亡等による喪失では事由発生日の翌日が喪失日になるのに対し、70歳喪失では喪失日が70歳誕生日の前日になります。

(例) 70歳の誕生日が4月1日の場合 → 喪失日は3月31日 ⇔ 退職日が4月1日の場合 → 喪失日は4月2日

■ 年金事務所への届出 ■

管轄の年金事務所へ70歳の「資格喪失届」と「70歳以上被用者該当・不該当届」を提出する必要があります。届書は事前に年金事務所から送られてきますので、その届書にてお手続きください。(届書がお手元に届かない場合は年金事務所へお問い合わせください)

注) 年金事務所から送付される「資格喪失届」は、年金事務所への届出用となりますので、基金への届出は基金から送付される「資格喪失届」にて届出ください。

注) 70歳以上被用者は厚生年金保険料(掛金)を納める必要はありません。

【70歳以上の被用者とは】※以下の条件全てに該当する方

- ① 昭和12年4月2日以降生まれの人
- ② 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある人
- ③ 適用事業所に勤めていて勤務時間・勤務日数とも一般社員の概ね4分の3以上の人(※4分の3以上は目安の一つです。)

■ 厚生年金基金への届出 ■

基金への届出は、従来、70歳の「資格喪失届」の提出をお願いしていましたが、平成24年度から昭和17年4月2日以降生まれの70歳以上被用者に対して、国と同様に在職老齢年金による支給調整の適用がはじまります。

これに伴い、当基金への提出書類として70歳の「資格喪失届」に「厚生年金基金70歳以上被用者のお尋ね」を添えて提出してください。届書は事前に基金からお送りいたしますので、その届書にてお手続きください。

お願い

70歳以上の被用者の各種届出について

～年金事務所へ提出する届書の写しを基金へご提出ください～

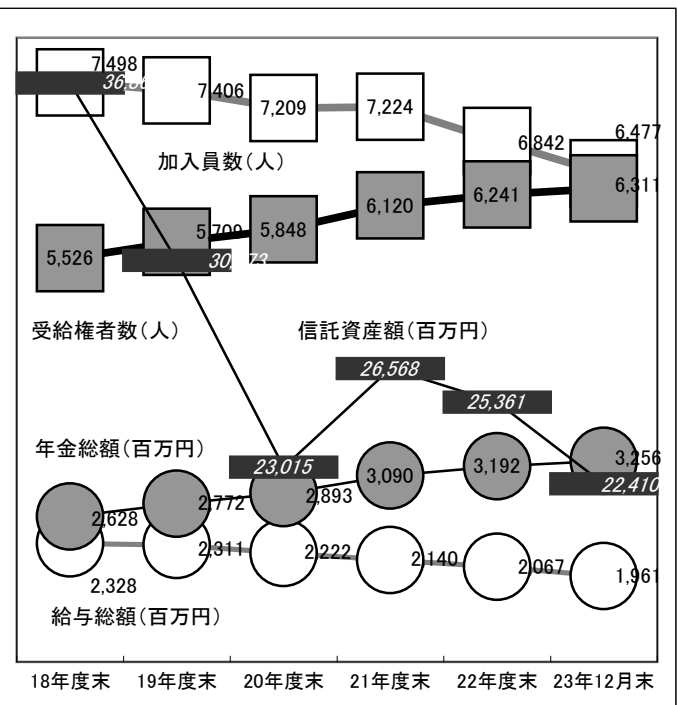
70歳以上の被用者を雇用している事業主は、雇用・退職・報酬額等について年金事務所へ届出する必要があります。

【70歳以上の被用者の主な届出について】※届書は年金事務所へお問い合わせください。(HPからも取得できます。)(70歳以上被用者該当・不該当届)

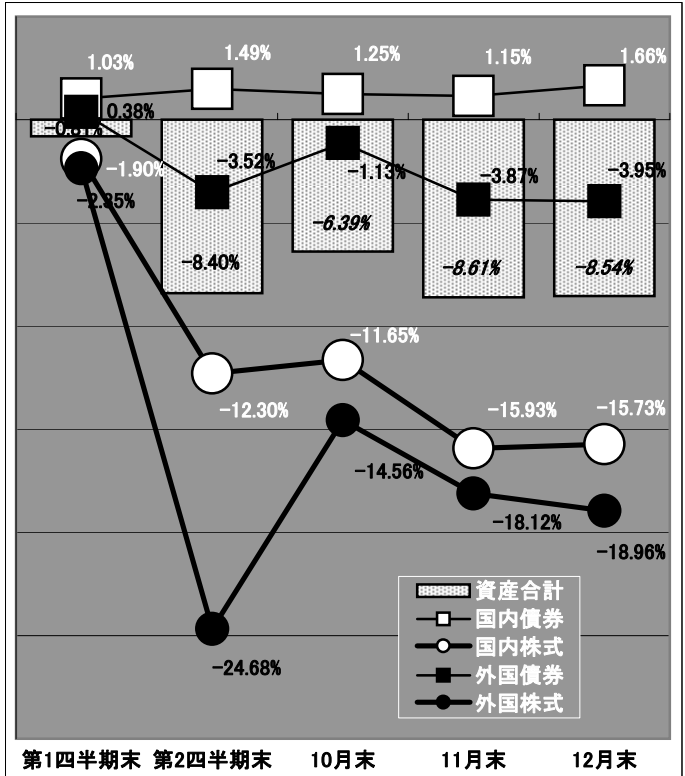
- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ① 対象者を新たに雇用したとき | ① 対象者の報酬に変更があったとき(月額変更) |
| ② 70歳喪失後、引き続き雇用するとき | ② 賞与の支払いがあったとき(賞与支払届) |
| ③ 対象者が退職するとき | ③ 7月1日に対象者を雇用しているとき(算定基礎) |

※70歳以上の雇用については掛金の徴収がないため、当基金への70歳以上の被用者についての届出は不要としておりましたが、平成24年度から国と同様に在職老齢年金の支給調整がはじまるため、70歳以上の被用者の雇用状況を管理する必要があります。当基金では、日本年金機構より在職年金の情報提供があるため、その情報に基づき処理することとしておりますが、情報提供に2～3か月かかるため、支給調整処理が遅くなり年金の支払いが遅れたり、過剰払いなどが発生し、大変ご迷惑をおかけする場合があります。そのような遅延支払や過剰払いの発生を防止するため、大変お手数おかけいたしますが年金事務所へ各種届出を行う際には、その写しをFAXまたは郵送にて当基金へご提出くださいますようお願い申し上げます。(事業主印も写しのままで結構です)

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。
 <口座振替銀行>
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 1月分の掛金納入期限は、平成24年2月29日となりますので、ご協力お願いいたします。**

設立事業所の異動(規約変更関係等)・12月処理

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	㈱長嶋製作所	長嶋 博勝 氏	H23.12.8

【お願ひ】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします
ホームページでもご覧いただけます
 当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

2月の予定

- 15日 告知書(1月分)発送
- 23日 理事会・第100回代議員会(ガラス会館)
- ※2月分の適用関係書類の〆切は3月7日です。**